

(事 務 連 絡)
業 庫 第 1 4 号
2 0 2 1 年 3 月 3 日

国庫金当座振込事務取扱店 御中

日 本 銀 行 業 務 局

電子メールまたはファクシミリにより授受する国庫関係書類の拡大について

国庫関係事務につきましては、平素より大変お世話になっております。

さて、昨年9月に日本銀行本支店宛て報告等の一部につき、授受方法を原則として電子メールまたはファクシミリによることとしました。今般、「財政会計法令における押印の見直し」にかかる関係法令の改正を踏まえ、対象となる書類を別紙のとおり拡充することとしましたので、ご連絡します(電子メールまたはファクシミリにより送信した書面の日本銀行への郵送等による再報は不要です。この点も含め、本件に関する規程整備は追って実施します)。

つきましては、2021年3月8日以降、貴店の実務上の準備が整った時点で、授受方法を切り替えてくださいますようお願いいたします。送付先など詳細につきましては、統轄店にお問い合わせください。

なお、昨年12月に貴店本部にはご連絡済みですが、日本銀行業務局では、現在押印が必要とされている書面も含めて、金融機関の皆様との書面授受を2022年度中にオンライン化することを目指し、準備を進めております。今回の電子メールまたはファクシミリによる書類授受は、これに先駆けてオンライン化を図るものです。

以 上

(本件に関する照会先)
日本銀行業務局 (国庫業務企画グループ)
03-3277-2937
佐藤、内海

別 紙（国庫金当座振込事務取扱店用＜日本銀行本支店の依頼先金融機関＞）

○ 日本銀行に対して、原則として電子メールまたはファクシミリにより送信するもの

書類名称	該当頁	備 考
「国家公務員給与振込事務取扱要領」		
振込明細表受領書	給 14、60	電子メールまたはファクシミリにより送信した書面の保管は不要。
「全銀システムにより受信した振込明細データ等による振込事務取扱要領」		
振込要項補正依頼書	12	取扱要領には、同依頼書とその写を送付するとあるが、写の送付は不要。 電子メールまたはファクシミリにより送信した書面の保管は不要。
振込明細受領書	21	電子メールまたはファクシミリにより送信した書面の保管は不要。
国庫金振込不能報告書(年金給付金用)、国庫金振込不能報告書合計書(年金給付金用)	23、26	電子メールまたはファクシミリにより送信した書面の保管は不要。
国庫金振込不能報告書(歳出金集中払等用)、国庫金振込不能報告書合計書(歳出金集中払等用)	26	電子メールまたはファクシミリにより送信した書面の保管は不要。

以 上